

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 9 号  
発行日 令和 2 年 9 月 1 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○規 則

- 綾部市振興計画に関する規則  
の一部改正  
(企画政策課)・・・ 1

### ○告 示

- 綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 2
- 綾部市テナント特別支援補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 3
- 綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 4
- 綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 5
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課)・・・ 6
- 綾部市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱の制定  
(こども支援課)・・・ 7
- 綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正  
(社会福祉課)・・・ 12
- 綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 20
- 綾部市テナント特別支援補助金交付要綱の一部改正  
(商工労政課)・・・ 21

- 綾部市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の一部改正  
(高齢者支援課)・・・ 22

- 令和 2 年綾部市議会 9 月定例会の招集告示  
(総務課)・・・ 23

- 綾部市史編さん委員会設置要綱の制定  
(社会教育課)・・・ 24

- 綾部市指定地域密着型サービス事業者廃止告示  
(高齢者支援課)・・・ 26

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課)・・・ 27

### ○公 告

- 許可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告  
(市民協働課)・・・ 28

- J R 綾部駅周辺、J R 高津駅周辺の放置自転車の処分について  
(市民協働課)・・・ 30

- 公示送達  
(税務課)・・・ 33

- 栗町配水管布設替工事条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・ 34

- 公示送達  
(市民・国保課)・・・ 44

- 条件付一般競争入札公告の取り下げについて  
(監理課)・・・ 45

- 条件付一般競争入札公告の取り下げについて  
(監理課)・・・ 46

- ・林道君尾線改良工事条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・47
  - ・私市円山古墳改修工事(葺石等)条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・57
  - ・西八田放課後学級開設工事(建築本体工事)条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・67
  - ・西八田放課後学級開設工事(電気設備工事)条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・77
  - ・公示送達  
(税務課)・・・87
  - ・公示送達  
(税務課)・・・88
  - ・公示送達  
(税務課)・・・89
- 教育委員会告示
  - ・令和2年度第6回綾部市教育委員会招集告示  
・・・90
- 選挙管理委員会告示
  - ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数  
・・・91
  - ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数  
・・・92
  - ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数  
・・・93

綾部市振興計画に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 8 号

綾部市振興計画に関する規則の一部を改正する規則

綾部市振興計画に関する規則（昭和 4 3 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項中「又は任命」を削り、同項第 5 号を次のように改める。

(5) その他市長が必要と認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第138号

綾部市新型コロナウイルス緊急補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第2号中「除く」を「含む」に改める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

綾部市告示第139号

綾部市テナント特別支援補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第1項第2号中「除く」を「含む」に改める。

第5条中「市長」を「令和2年9月30日までに市長」に改める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

綾部市告示第140号

綾部市新型コロナウイルスに係る中小企業等消毒費補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第113号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第3号中「除く」を「含む」に改める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

綾部市告示第141号

綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第112号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

綾部市長 山 崎 善 也

第2条第5号中「除く」を「含む」に改める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

綾部市告示第142号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年8月5日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0411-32013	昭和25年 3月20日
令和 2年 4月 1日	綾0513-15002	昭和22年11月 2日
令和 2年 4月 1日	綾0709-83004	昭和59年12月19日
令和 2年 4月 7日	綾0815-63008	平成 6年12月23日
令和 2年 4月 1日	綾0832-52004	昭和29年11月28日
令和 2年 4月 1日	綾0844-81005	昭和25年 6月26日
令和 2年 4月 1日	綾0905-32024	昭和27年 1月 5日
令和 2年 4月 1日	綾1006-21012	昭和46年 8月17日
令和 2年 4月 1日	綾1210-15045	昭和45年10月13日



綾部市告示第143号

綾部市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年8月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市子育て世帯応援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する綾部市子育て世帯応援給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者等)

第2条 綾部市子育て世帯応援給付金（以下「応援給付金」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和2年度綾部市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年綾部市告示第82号）第2条第1号に規定する子育て世帯への臨時特別給付金（以下「臨時特別給付金」という。）の受給者とする。

2 前項に規定する受給者に支給される応援給付金の対象児童（応援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、支給対象者に支給される令和2年度綾部市子育て世帯への臨時特別給付金に係る児童とする。

(応援給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において応援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する応援給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市長は、支給対象者に対し、応援給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、応援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出は綾部市子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により行わなければならない。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、応援給付金を支給する。

(支給対象者に対する支給の方式)

第5条 支給対象者に対する市長による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、臨時特別給付金の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、応援給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住して

いることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 臨時特別給付金口座振込方式 臨時特別給付金振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を綾部市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を綾部市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式  
(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、臨時特別給付金支給時における指定口座(第5条第1項第2号の届出をしている場合は、当該届出をした指定口座)に応援給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和2年8月18日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

綾部市子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書

年 月 日

綾部市長 様

(届出者)

住 所

氏 名

㊟

連絡先

- 1 私は、「綾部市子育て世帯応援給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2 本届出により、「綾部市子育て世帯応援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

様式第 2 号（第 5 条関係）

（表面）

綾部市子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）

住 所

氏 名

㊦

連絡先

誓約・同意事項に同意の上、申請します。

1 新規振込先指定口座

ア 指定金融機関口座（原則、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給したご本人名義の口座とします。）への振込を希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（裏面を確認してください。）。

金融機関名	支店名	預金種別	普通・当座・その他（ ）			
		口座番号				
		フリガナ				
		口座名義人				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名、預金種目、口座番号 7 桁」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間出入金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受取ができない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込ができない理由：

(裏面)

2 誓約・同意事項

- (1) 綾部市子育て世帯応援給付金の支給要件に該当します。
- (2) 綾部市子育て世帯応援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、綾部市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、綾部市において支給決定後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 綾部市が支給決定した後、届出書の不備による振り込み不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、綾部市が届出者に連絡、確認できない場合に、綾部市子育て世帯応援給付金が支給されないことに同意します。
- (6) 給付金の支給後、平成30年度の所得額が変更となり、児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、綾部市子育て世帯応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、綾部市子育て世帯応援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

(受取方法にアを選択した場合は、提出してください。)

本人確認資料

本人確認書類

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

(受取方法にイを選択した場合は、提出してください。)

綾部市告示第 1 4 4 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 5 号中「（生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を超える場合は、当該額）」を削る。

第 4 条第 1 項中「家賃額」の次に「（生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を超える場合は、当該額）」を加える。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第6条、第8条、第22条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書

（不動産媒介業者等記載欄）

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居について希望がありました。  
このことについて、以下について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。  
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、綾部市又は綾部市社会福祉協議会（初期費用を綾部市社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることに同意します。
- 3 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、綾部市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

年 月 日

綾部市長 様

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

㊞

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等） 氏名

所属

（電話番号）

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居予定者

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 ( 名 )

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
家 賃	円
入居予定日	年 月 日 ( 年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、綾部市における住宅扶助に基づく額を上限とし、収入に応じた額とします。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めないでください。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可です。  
 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。

初期費用			
(1)	家賃 (入居に際して当初の 支払を要する家賃)	( 月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ( )	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他(入居保証料等)		円
合 計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金（住宅入居費）」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先 氏名 住所 電話番号	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先 氏名 住所 電話番号	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(2)の振込先 氏名 住所 電話番号	媒介業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	
初期費用(3)の振込先 氏名 住所 電話番号	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	



(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付けを行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、綾部市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。
- 【※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】
- 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏 名  
住 所  
電話番号 印

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第2号)、(様式第3号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第2号)、(様式第3号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第6条、第8条、第22条関係）

（表面）

入居住宅に関する状況通知書

（不動産媒介業者等記載欄）

- 1 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。  
 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、綾部市が官公署から情報を求めることに同意します。

年 月 日

綾部市長

様

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（所在地）〒

（担当者等）氏名

所属

（電話番号）

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14（3）I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数（名）
入居開始年月日	年 月 日（年 月 日までの月日間）

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、綾部市における住宅扶助に基づく額を上限とし、収入に応じた額とします。  
 ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。  
 ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めないでください。  
 ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始年月日欄の（ ）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載してください。  
 ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可です。  
 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。  
 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。  
 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（月から変更可能）。

振込口座

住居確保給付金の振込先 氏名 住所 電話番号	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	
		口座番号	

告 示

(裏面)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、綾部市社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。
- 【※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】
- 以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式第10号の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- 綾部市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏 名 (印)  
住 所  
電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を綾部市社会福祉協議会（自立相談支援機関）に提出してください。

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I.暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第2号)、(様式第3号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式第2号)、(様式第3号)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年8月20日から施行し、この告示による改正後の綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の規定は、令和2年6月の月分の給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（3月を上限とする。）の給付金についても適用する。

綾部市告示第 1 4 5 号

綾部市小規模事業者等緊急支援給付金支給要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 2 項中「やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から 2 か月以内」を「令和 2 年 1 0 月 9 日まで」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 2 1 日から施行する。

綾部市告示第146号

綾部市テナント特別支援補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月21日

綾部市長 山 崎 善 也

第5条中「令和2年9月30日」を「令和2年10月16日」に改める。

附 則

この告示は、令和2年8月21日から施行する。

綾部市告示第 1 4 7 号

綾部市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱（平成 2 2 年綾部市告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 2 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名を次のように改める。

綾部市地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱

第 1 条中「京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱」を「京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱」に改める。

第 3 条中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 4 条中「別表の対象経費」を「別表第 1 及び別表第 2 の補助対象経費」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 2 1 日から施行し、改正後の綾部市地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助金から適用する。



綾部市告示第 1 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 2 年 9 月 1 日  
綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 2 年 8 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第154号

綾部市史編さん委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年8月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 綾部市史(以下「市史」という。)の編さんに関する事項について審議するため、綾部市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、又は意見を述べる。

- (1) 市史編さんの方針及び方法に関すること。
- (2) 資料の調査及び収集に関すること。
- (3) その他市史編さんに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市史編さんが終了する日までとする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化財担当課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

綾部市告示第155号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 特定非営利活動法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 認知症対応型通所介護  
介護予防認知症対応型通所介護
- 3 事業所の名称 ふきのとうデイサービスセンターみかた
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市味方町石風呂25-1
- 5 指定事業所番号 2671800060
- 6 廃止の年月日 令和2年8月31日

綾部市告示第156号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年9月1日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0222-63006	昭和23年 8月 8日
令和 2年 4月 1日	綾0306-31021	昭和40年 8月12日
令和 2年 4月 1日	綾0505-15002	昭和23年 4月 2日
令和 2年 4月 1日	綾0517-85045	昭和53年12月14日
令和 2年 4月 1日	綾0801-21001	昭和39年 7月19日
令和 2年 7月16日	綾0905-32024	昭和27年 1月 5日
令和 2年 4月 1日	綾1002-51003	昭和26年 7月15日
令和 2年 4月 1日	綾1202-15001	昭和33年 7月 1日

綾部市公告第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 2 年 8 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

安場町自治会

(2) 区域

綾部市安場町西ノ段・東ノ段・東谷・月延・宮ノ越・梁谷・堂ノ下・鳴竹・稲田・平尾・口吉見・後ヶ市・打越の区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市安場町東ノ段 8 2 番地の 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	田	5 6 平方メートル	綾部市安場町宮ノ越 5 番 2
②	宅地	1 8 5 . 1 2 平方メートル	綾部市安場町ヤナ谷 1 番
	宅地	6 9 . 4 2 平方メートル	綾部市安場町ヤナ谷 1 番丙
	宅地	2 0 4 . 9 5 平方メートル	綾部市安場町鳴竹 4 6 番
	宅地	1 3 . 2 2 平方メートル	綾部市安場町平尾 8 0 0 6 番丙

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市安場町宮ノ越 5 番 2 の田

氏名 加藤 伊助

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 加藤 初

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 村上 眞寿男

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 加藤 辨太郎

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

②綾部市安場町ヤナ谷 1 番の宅地、綾部市安場町ヤナ谷 1 番丙の宅地、綾部市安場町鳴竹 4 6 番の宅地、綾部市安場町平尾 8 0 0 6 番丙の宅地

氏名 加藤 伊助

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 加藤 初

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 村上 眞壽男

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

氏名 加藤 辨太郎

住所 京都府何鹿郡中筋村字安場

### 3 公告期間

令和 2 年 8 月 4 日から令和 2 年 1 1 月 4 日まで

### 4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第84号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。  
令和3年2月5日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和2年8月6日

綾部市長 山崎善也

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 撤去の理由            | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。  |
| 2 撤去日              | 令和2年7月30日   |
| 3 撤去区域             | J R綾部駅周辺、J R高津駅周辺   |
| 4 撤去し<br>保管した台数    | 57台（詳細は別紙、一覧表のとおり）  |
| 5 保管の場所            | 綾部市クリーンセンター   |
| 6 保管期間             | 令和2年8月31日まで   |
| 7 返還を受ける<br>ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類<br>（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。<br>撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない<br>場合の措置  | 売却、廃棄等の処分を行います。   |
| 9 連絡先              | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当<br>電話：42-4248（直通）   |



## 撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	緑	不明	SH5C3105
2	赤	不明	S1K65642
3	金	11-0338615	SMA11744
4	青	不明	WF6D17752
5	黒	24-0091547	H7E55359
6	紫	24-0088721	A14I02262
7	銀	不明	不明
8	黒	24-0094439	LBL09636
9	銀	兵庫857539	不明
10	クリーム	22-0074757	HS2G00522
11	エンジ	23-0188340	G27L06562
12	銀	不明	H8E38319
13	黄	不明	F110651794
14	青	不明	不明
15	ピンク	不明	不明
16	黒	金沢708637	不明
17	白	不明	不明
18	銀	不明	WF5M89826
19	紫	22-0063818	WF9H10147
20	黒	不明	不明
21	エンジ	22-0070675	A14I00336
22	黒	22-0072152	LA1C00501
23	青	23-0181777	S6K137405
24	黒	25-0049815	不明
25	エンジ	22-0070626	A14I00186
26	ピンク	兵庫G001955	H4E92808
27	銀	23-0167592	A12BL00328
28	ピンク	22-0073340	LCA12953
29	青	22-0074790	STRAF00842
30	銀	22-0056882	不明
31	白	22-0072451	STNKZ08458
32	黒	22-0075027	GC9006276
33	赤	不明	F090538265
34	青	兵庫E-96114	S3110I0495
35	ピンク	23-0154931	不明

公 告

36	白	22-0072726	GC6I10736
37	黒	24-0086004	H3E83819
38	青	22-0075776	STQKF13000
39	赤	22-0059837	EG70206302
40	黒	22-0073865	不明
41	クリーム	不明	H7D55922
42	赤	22-不明	LFE08377
43	黒	22-0064034	LIB38056
44	錆びている	05-0092584	A9-115336
45	黒	24-0086600	不明
46	白	23-0175974	SBE102557
47	黒	24-0084104	F120418107
48	黒	24-0095872	LCA12325
49	黒	22-0071378	LMJ05057
50	ピンク	22-0065802	JK10J02378
51	緑	此花140982	OJF32765
52	白	不明	SE101823
53	黒	23-0145152	K8K22240
54	黒	24-0094719	LCA12613
55	黄	22-0071189	F40911300
56	黒	不明	LCA08647
57	白	22-0071369	V140710066

綾部市公告第 8 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

## 綾部市公告第 86 号

水量水質安定的対策事業、栗町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 8 月 11 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 502 48 号   |
| (2) 工 事 名 | 栗町配水管布設替工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市栗町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 配水管布設工<br>H I V P（RR ロング）φ 100 L = 361 m<br>消火栓設置工 N = 1 基<br>給水戸数 N = 11 戸<br>仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 9 月 9 日から<br>令和 3 年 2 月 15 日まで（160 日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 1 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年8月11日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,410円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月17日（月）午前9時から午後6時まで

令和2年8月18日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年8月24日（月）から

令和2年8月25日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年8月27日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年9月1日（火）午前9時から午後6時まで  
令和2年9月2日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は9月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年9月3日（木）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様



様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

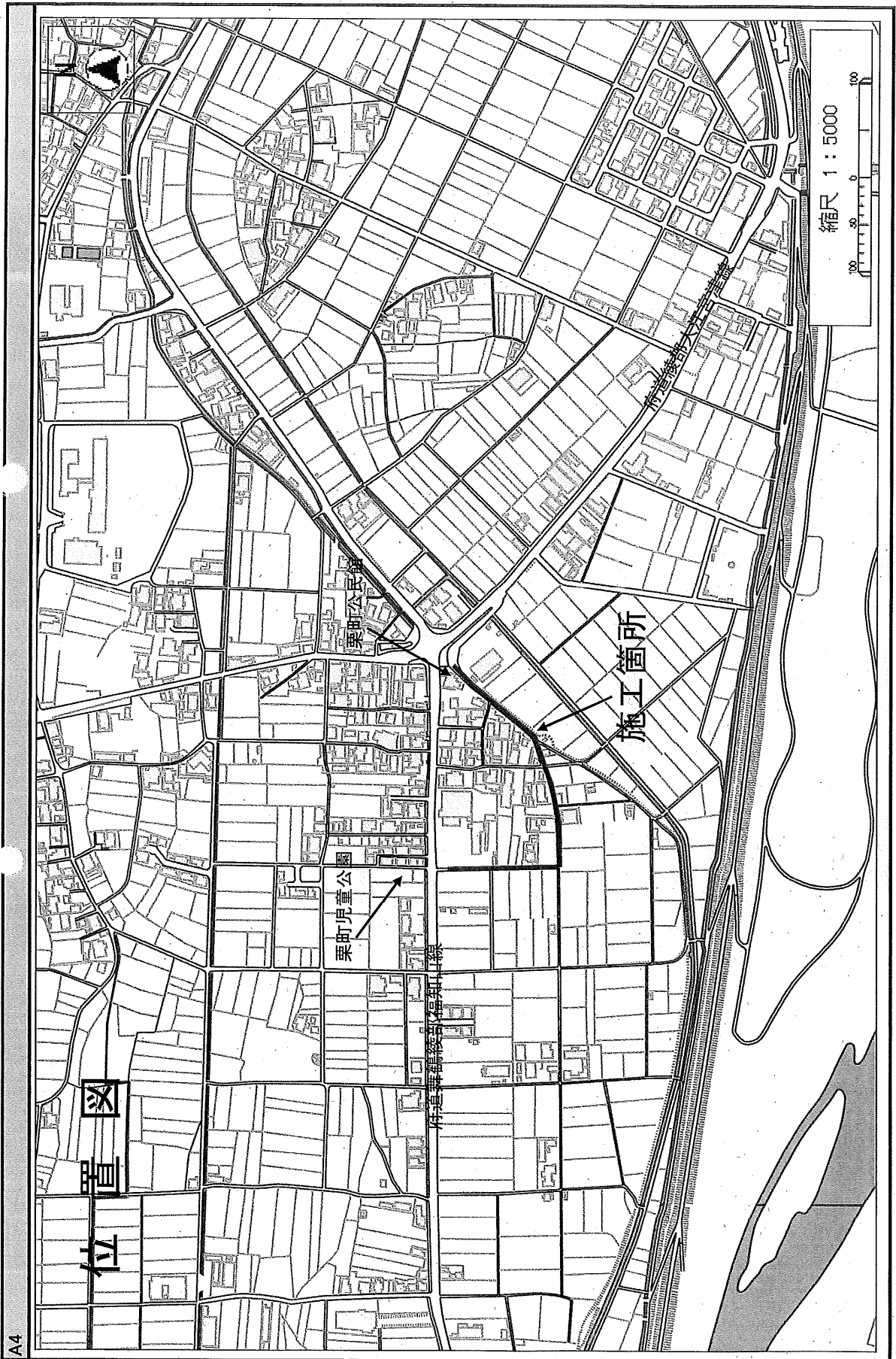
**2) 主任技術者**

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 7 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 2 年 8 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 88 号

令和 2 年 7 月 29 日に綾部市公告第 76 号で公告を行った下記の工事について、入札公告を取り下げます。

令和 2 年 8 月 13 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 502 45 号
- (2) 工 事 名 高津町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市高津町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 配水管布設工  
H I V P（RR ロング） $\phi 100$  L = 331 m  
配水管布設工  
H I V P（RR ロング） $\phi 75$  L = 4 m  
消火栓設置工 N = 1 基  
給水戸数 N = 29 戸  
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和 2 年 9 月 1 日から  
令和 3 年 2 月 7 日まで（160 日間）

2 理由

閲覧設計図書に不具合が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市公告第 8 9 号

令和 2 年 8 月 1 1 日に綾部市公告第 8 6 号で公告を行った下記の工事について、入札公告を取り下げます。

令和 2 年 8 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 5 0 2 4 8 号
- (2) 工 事 名 栗町配水管布設替工事
- (3) 工事場所 綾部市栗町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 配水管布設工  
H I V P（RR ロング）φ 1 0 0 L = 3 6 1 m  
消火栓設置工 N = 1 基  
給水戸数 N = 1 1 戸  
仮設配水管工 一式
- (5) 予定工期 令和 2 年 9 月 9 日から  
令和 3 年 2 月 1 5 日まで（1 6 0 日間）

2 理由

閲覧設計図書に不具合が確認されたため、入札公告を取り下げる。



## 綾部市公告第90号

林道君尾線整備事業、林道君尾線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年8月24日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 50号  |
| (2) 工事名  | 林道君尾線改良工事   |
| (3) 工事場所 | 綾部市五津合町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | 林道君尾線<br>2工区 L = 37.0 m<br>法面保護工 A = 246.7 m <sup>2</sup><br>3工区 L = 23.0 m<br>鋼製L型擁壁工 L = 23.0 m |
| (5) 予定工期 | 令和2年9月24日から<br>令和3年1月31日まで（130日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年8月24日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は710円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月27日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年8月28日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月3日（木）から

令和2年9月4日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和2年9月7日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和2年9月11日(金)午前9時から午後6時まで  
令和2年9月14日(月)午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は9月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年9月15日(火)午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

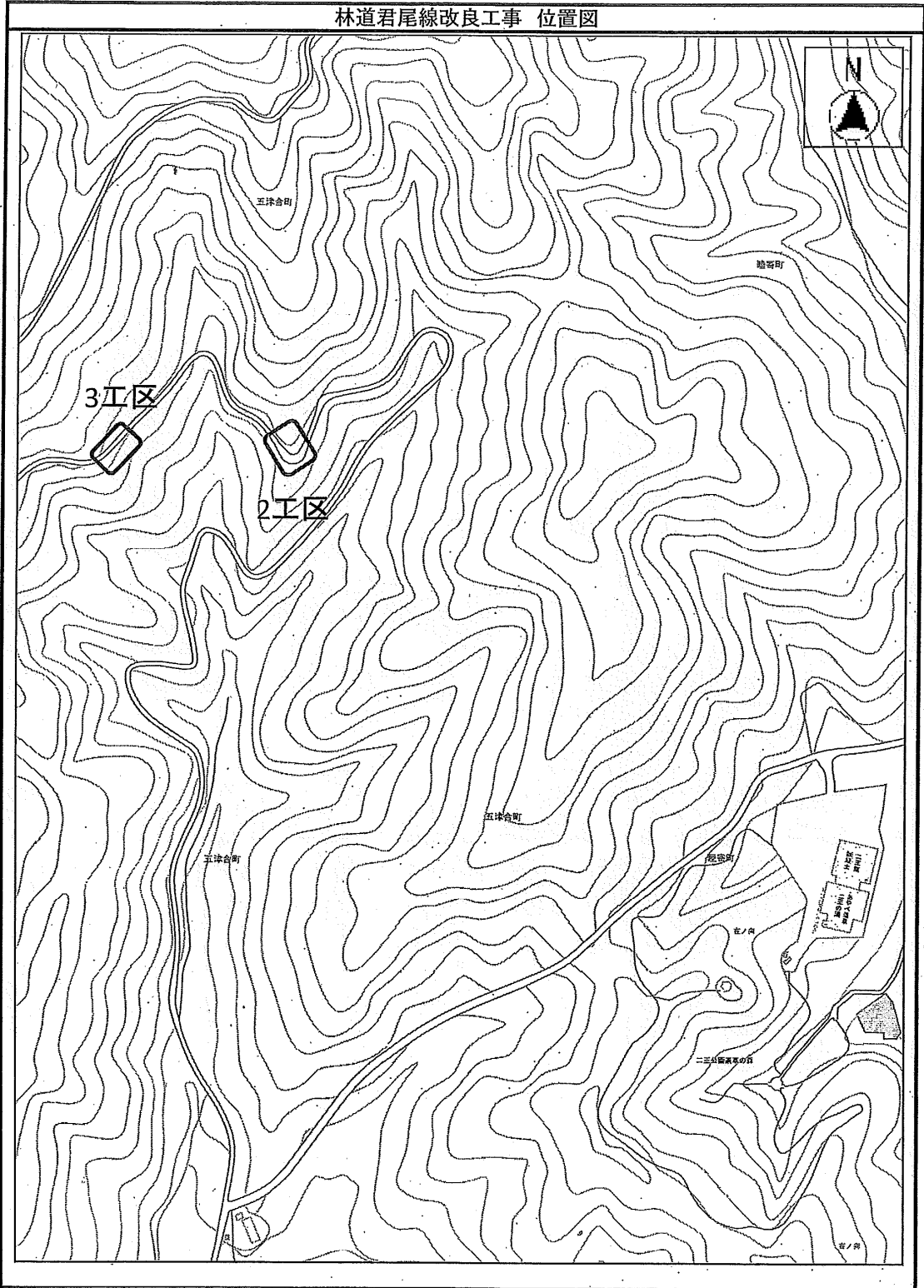
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)



- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第91号

史跡等管理費、私市円山古墳改修工事（葺石等）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年8月24日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第502 51号                          |
| (2) 工 事 名 | 私市円山古墳改修工事（葺石等）                   |
| (3) 工事場所  | 綾部市私市町（別添位置図参照）                   |
| (4) 工事概要  | 葺石改修工 A=108㎡<br>真砂土舗装工 A=206㎡     |
| (5) 予定工期  | 令和2年9月24日から<br>令和3年1月21日まで（120日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年8月24日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は500円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月27日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年8月28日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月3日(木)から

令和2年9月4日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月7日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和2年9月11日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和2年9月14日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は9月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和2年9月15日(火) 午前9時45分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

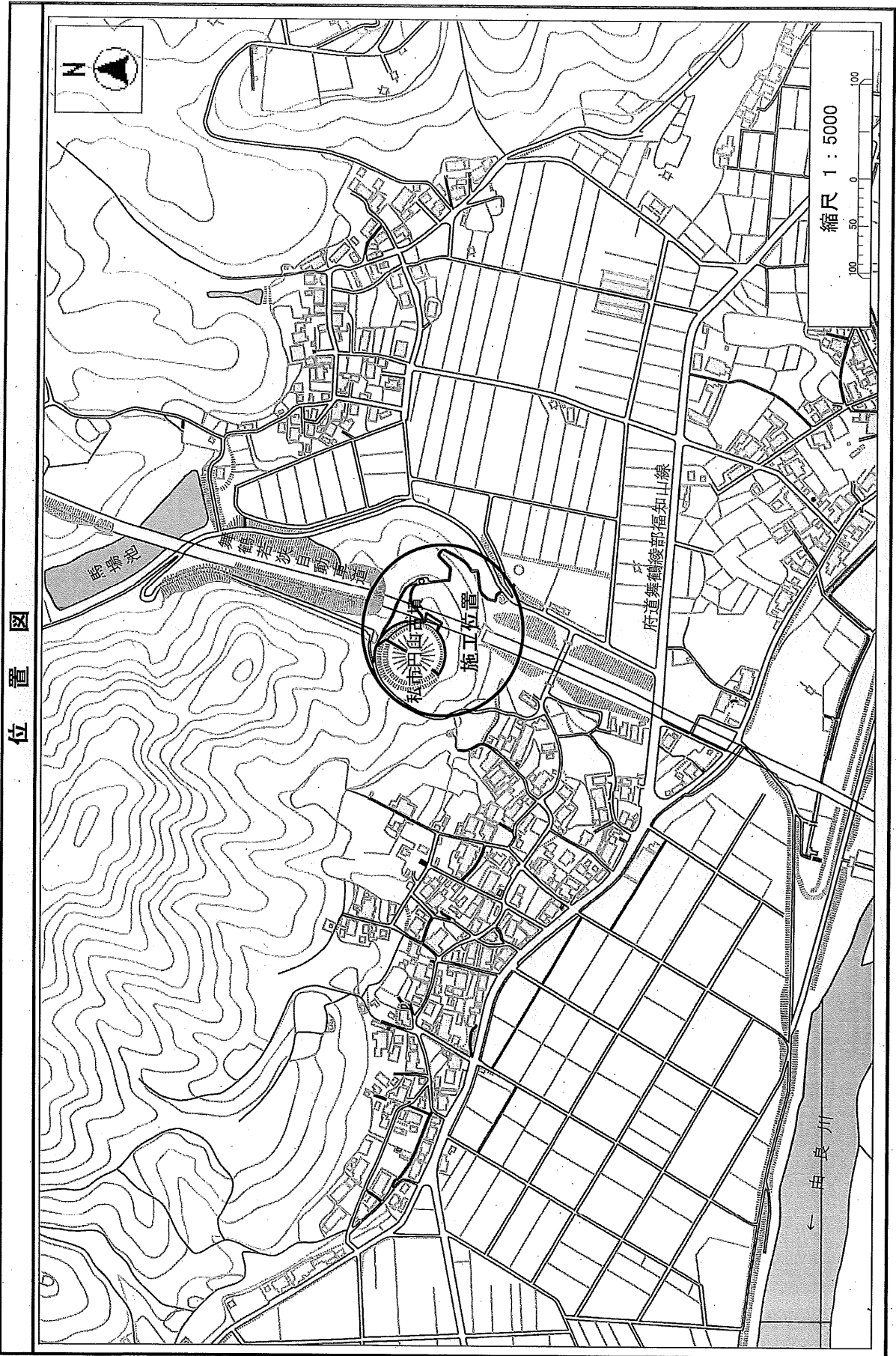
**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

## 綾部市公告第92号

西八田放課後学級施設整備事業、西八田放課後学級開設工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年8月24日

綾部市長 山崎 善也

## 1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第502 52号                                    |
| (2) 工 事 名 | 西八田放課後学級開設工事（建築本体工事）                        |
| (3) 工事場所  | 綾部市岡安町（別添位置図参照）                             |
| (4) 工事概要  | 木造平屋建 86.13㎡ 新築工事<br>上記に係る建築本体工事及び給排水衛生設備工事 |
| (5) 予定工期  | 令和2年9月24日から<br>令和3年2月20日まで（150日間）           |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年8月24日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は410円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月27日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年8月28日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月3日(木)から

令和2年9月4日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月7日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年9月11日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和2年9月14日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は9月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年9月15日(火) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

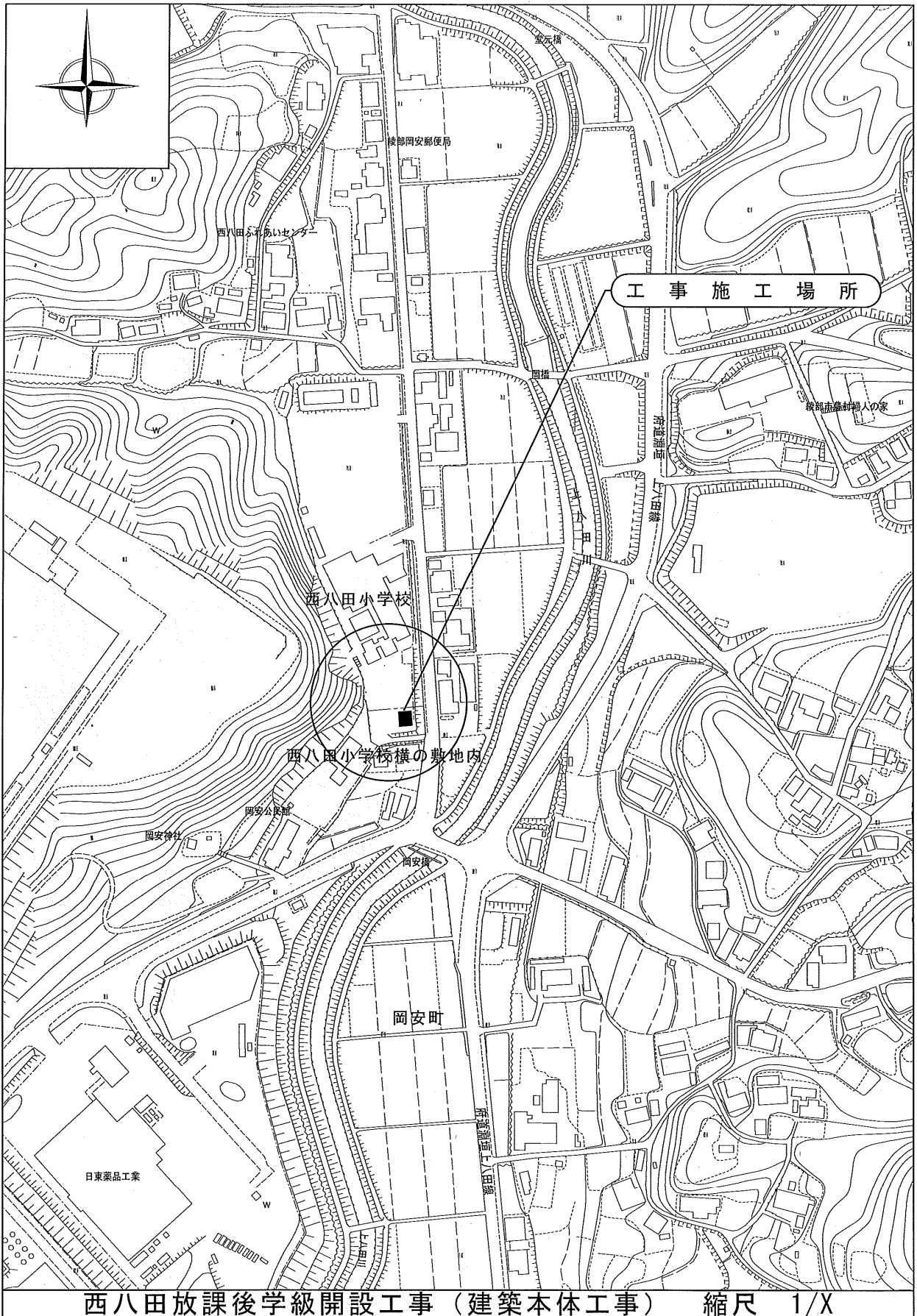
**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



## 綾部市公告第 93 号

西八田放課後学級施設整備事業、西八田放課後学級開設工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 8 月 24 日

綾部市長 山 崎 善 也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 502 54 号                                     |
| (2) 工 事 名 | 西八田放課後学級開設工事（電気設備工事）                           |
| (3) 工事場所  | 綾部市岡安町（別添位置図参照）                                |
| (4) 工事概要  | 木造平屋建 86.13㎡ 新築工事<br>上記に係る電気設備工事及び空気調和設備工事     |
| (5) 予定工期  | 令和 2 年 9 月 30 日から<br>令和 3 年 2 月 20 日まで（144 日間） |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

## (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年8月24日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI\\_P](https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は170円です。

## (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月27日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年8月28日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年9月3日(木)から

令和2年9月4日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年9月7日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い



ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年9月18日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和2年9月23日(水) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出9月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年9月24日(木) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

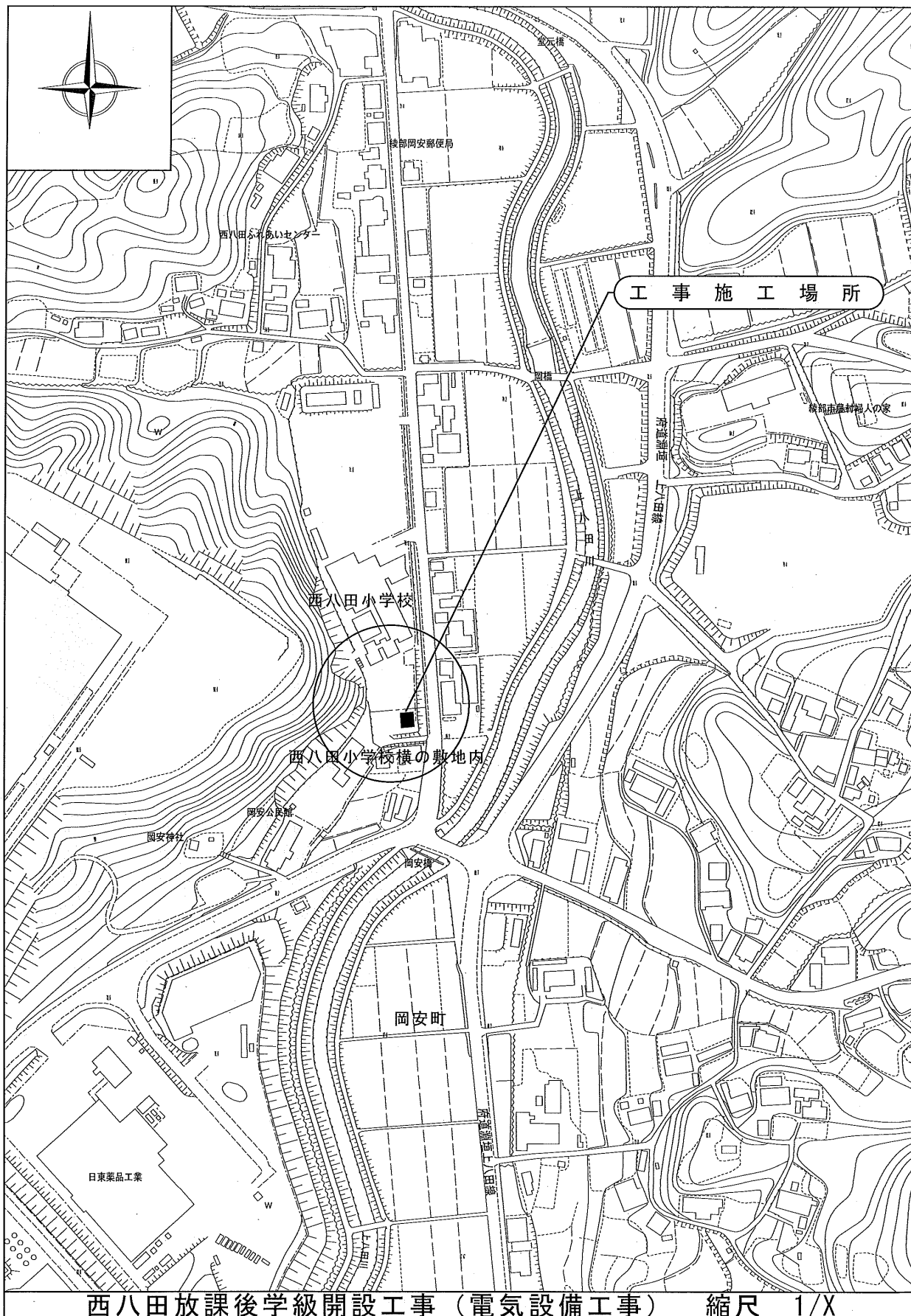
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第94号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年8月28日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第95号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年8月28日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 9 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 8 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第6回（8月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年8月27日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年8月28日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第15号 綾部市史編さん委員会設置要綱の制定について
  - ・議第16号 令和2年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 報告事項
  - ・令和元年度教育委員会事務事業の点検・評価について
- 5 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第9号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

561人

綾部市選挙管理委員会告示第10号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

9,349人

綾部市選挙管理委員会告示第11号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年9月1日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

4,675人